

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">ツベルクリン</p> <p>動生剤基準のツベルクリンの<u>3.1.4.5</u>又は<u>3.2.5.8</u>に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">ツベルクリン</p> <p>動生剤基準のツベルクリンの<u>3.4.5</u>に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>